

# 商工業支援制度の改正と 新制度の創設

## 工場用地取得事業の改正

- ① 特定地域内においては、用地取得価格の30%を助成します。【限度額・1億5000万円】
- ② その他地域内においては、用地取得価格の20%を助成します。【限度額・1億円】
- ①・②ともに、新設の場合は市内常時雇用者が5人以上になるもの、移設・増設の場合は市内常時雇用者が5人以上増加するものとし、いずれも用地取得から3年以内の操業開始が条件で、操業開始後3年間に分割して助成金を交付します。

## 工場設置事業の改正

- 家屋 投下固定資産総額が2000万円以上となるものが対象です。
- ① 特定地域内においては、固定資産税相当額の初年度および2年度100%、3年度80%を助成

- ② その他地域内においては、固定資産税相当額の初年度100%、2年度80%を助成
- ①・②ともに限度額はありません。

償却資産 投下固定資産総額が1000万円以上となるものが対象です。

特定地域・その他地域ともに、固定資産税相当額の初年度80%、2年度50%を助成【限度額・年額200万円】

※「工場」とは、製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業、情報サービス業および研究開発の用に直接供する建物ならびに構築物をいいます。

※「特定地域」とは、工業等導入地区、工業地域、準工業地域それらに隣接する地域のうち市長が特に認める地域です。

また、「その他地域」とは、特定地域を除く地域です。ただし、都市計画法上の用途地域および農業振興地域内の農用地区域を除きます。

## 固定資産税の 課税免除制度の創設

対象者 企業立地計画の承認を受けて企業立地を行うもの  
対象業種 製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業、ソフトウェア業、自然科学研究所

取得要件 北信州産業活性化基本計画の計画期間内（平成25年3月31日まで）に、承認企業立地計画に基づき設置した施設で、当該施設の用に供する家屋・構築物（機械などを除く）および当該家屋を建築するための土地の取得価格の合計額が、農林漁業関連業種の場合5000万円を超え、その他の業種の場合2億円を超えるもの

## 国際規格等取得事業 補助金の改正

中小企業者が、「エコアクション21」および「エコステージ」を取得する際に要する経費を補助します。補助対象経費の2分の1とし、50万円を限度とします。

問い合わせ先  
市役所商工観光課商工係  
☎(22)2111 (内線256)

# 市の鳥 チョウゲンボウ



## 応援団会員募集

チョウゲンボウ繁殖地の環境保全のため設立されたボランティアグループ「十三崖チョウゲンボウ応援団」の会員を募集しています。

活動内容  
① チョウゲンボウがすみやすい環境作り。  
② チョウゲンボウや水辺の生物の観察会。  
③ チョウゲンボウや十三崖についての勉強会など。

申込方法 申し込み用紙に記入し、直接持参していただくか、郵送、ファクス、Eメールで提出してください。申し込み用紙は、市役所生涯学習課にあります。

また、申し込み用紙は、市公式ホームページからダウンロードできます。

ファクス ☎3117  
Eメール shogai@city.nakano.nagan.jp

入会金 中学生まで無料、高校生500円、大人1000円（年会費無料）

※当日は、直接開催場所にお集まりください。長野電鉄信濃竹原駅から送迎も行います。

# 平成23年度 農作業標準労賃 機械作業標準料金

中野市農業委員会協定会議において、農作業標準労賃・機械作業標準料金が決定されました。作業料金は、圃場（ほじょう）条件、作業条件を考慮して増減できます。また、領収書は必ず発行していただくようお願いします。

問い合わせ先  
農業委員会事務局 ☎(22)2111 (内線322)

作業名		単位	金額	付記	
水田作業	田植え	1時間	770円		
	一般作業	1時間	740円		
	動力耕耘作業	耕起	10a	8,580円	あぜこし料 圃場1枚当たり300円
		代かき（一度）	10a	9,780円	
		代かき（二度）荒代	10a	7,160円	
		代かき（二度）植代	10a	7,510円	
	農機具	田植機	10a	8,000円	運転者燃料付、植付けのみ
バインダー		10a	10,980円	運転者燃料付、結束ひも付	
ハーベスター		10a	11,230円	運転者燃料付、ハゼカケもの基準	
自脱コンバイン		10a	20,750円	運転者燃料付	
畑作業	動力耕耘作業	10a	6,570円		
	一般作業	1時間	740円	アスパラガス、その他	
果樹作業	剪定	1時間	1,380円		
	摘花・果	1時間	740円		
	袋掛け	1時間	740円		
	一般作業	1時間	740円		
	S S防除作業	10a 成木1回	4,240円	運転者燃料付、薬剤・補助者別途	
	バックホー	15 P S 以上	1時間	5,750円	運転者燃料付、運搬料別途
15 P S 未満		1時間	5,130円	運転者燃料付、運搬料別途	
肥料散布作業（マニアスプレッター）		10a	1,140円	本機貸し出し	
			3,330円	運転者燃料付	
菌茸作業	-	-	-	長野労働局の定めによる	

# はかりの定期検査を受けましょう

取引や証明などに使用する計量器（はかり）は、使用中の精度を確認するために、2年に1回、定期検査を受けることが計量法で義務付けられています。検査を受けずに「取引」および「証明」行為に使用し続けると、計量法違反となりますので、ご注意ください。

本年は、豊田地域を対象に検査が行われますので、対象となる方は忘れずに受けましょう。中野地域は来年実施予定です。なお、検査には手数料が必要となります。

また、分銅・おもりがある場合には、はかりと一緒に検査会場へお持ちください。はかりが大きい、はかりを多数所有しているなど、定期検査会場にはかりを持ち込めない場合は、定期検査実施日以前1年以内に「計量士による定期

検査に代わる検査」を受けると定期検査が免除されます。

期日 6月1日(水)  
時間 ①午前10時30分～正午  
②午後1時～3時  
会場 豊田文化センター



▲特定計量器  
(写真はイメージ)

問い合わせ先  
長野県計量検定所検定・検査課  
☎0263(47)4006  
市役所商工観光課商工係  
☎(22)2111 (内線272)